

## 御料地「民有下戻し」に関する基礎的史料の紹介とその解説

池田 さなえ

### 要旨

本稿は、戦前日本の皇室財産の一種である御料地を考える上で重要な現象である「民有下戻し」に関する重要史料を紹介し、その作成年代や作成経緯等を解説するものである。取り上げる史料は、宮内庁書陵部宮内公文書館に所蔵されている「御料地及立木竹下付願処分要例」である。当該史料は作成年代や作成経緯等の詳細情報が記されておらず、標題や表紙等の情報から推定することも困難である。筆者はかつて当該史料の中核となる清書済の書類を中心に、他史料・文献と突き合せた結果、当該史料は「民有下戻し」出願の可否を審査するための標準を定めたマニュアルであり、明治三六年から「民有下戻し」処理が一通り完了する明治三八年までのかなり早い時期に完成されたものであると推定した。しかし、当該史料には筆跡や様式の異なる複数の推敲の跡がある書類が含まれており、これらを清書版作成後の「補遺」と捉えるか、清書版作成のための参考資料と捉えるかによって、清書版も含めた当該史料全体の年代が変わるといふ一つの疑問が残った。本稿ではこれらの書類を総合的に検討することで、かつて示した年代比定を見直すものでもある。

キーワード…日本史、近代史、林政史、皇室財産、御料地

御料地とは、近代日本の皇室財産のうち不動産形態をとるものの呼称である。特に近代日本の皇室においては、皇居や御用邸など皇室日常の用に供する土地だけでなく、山林や農地などの収益を目的とした事業用の土地を有したことが大きな特徴である。<sup>(1)</sup>

御料地は、一八八九(明治二二)年以降政府の管理する官有地を割いて設定されたものであったが、官有地の中には山林の地租改正である「山林原野官民有区分」<sup>(2)</sup>において「官有」とされたものの、近世以来地元住民の利用慣行のある土地が少なくなかった。そのような利用慣行のあった土地の地元住民は、「山林原野官民有区分」以降全国で粘り強い「民有下戻し」運動を繰り返してきたのであり、それは官有地が御料地となっても引き継がれた。<sup>(3)</sup>

筆者は以前、御料地における「民有下戻し」を検討したことがある(以下、これを「旧稿」とする)<sup>(4)</sup>。そこでは、一九〇〇年前後に御料地に関する制度整備が進み、それまで個別に調整されていた「民有下戻し」出願の処理が全国的に画一化されたこと、そのことが一九二〇年代に「一君万民イデオロギー」が広く浸透するのに適的な状況を作り出したことを指摘した。

この結論自体は妥当であったと考えているが、旧稿でも使用した重要史料の性格規定に関しては、その後の調査の結果若干の再検討を要することとなった。そこで本稿では、旧稿でも使用した、御料地における「民有下戻し」を考える上で重要な史料である「御料地及立木竹下付願処分要例」の再検討を行うと同時に、その作成年代を見直すこととする。

「御料地及立木竹下付願処分要例」(以下、「要例」)は、宮内庁書陵部宮内公文書館に残されている簿冊である(識別番号61679)。外表紙は白色厚紙で、ワープロ打の標題紙と宮内公文書館の識別番号・分類・備考が記されたラベルが貼付されている。ラベルは平成に入ってから貼付されたものと思われる。標題紙の年代は不明であり、色合い等に鑑みてさほど古い年代のものではないと思われる。標題には「林野局/明治年間/御料地及立木竹下付願処分要例」とある。内表紙の年代は概観から見てもより古く、墨書で標題が記されている。内表紙には「明治年間」の文字はなく、代わりに「帝室林野局図書」<sup>(5)</sup>のラベルが貼付されている。

「要例」は作成年代・作成経緯等の詳細は不明であり、右のように標題や表紙の情報から作成年代を特定することも困難である。旧稿では「要例」について、一九〇〇(明治三三)年五月制定の「御料地及立木竹下付規定」を運用するにあたって審査の標準を定めたマニュアルであると推定した。「御料地及立木竹下付規定」(以下、「規定」)とは、御料地における「民有下戻し」出願について包括的

に定めた初の全国的規定である。この「規定」の公布年代、「要例」に収められた参考資料のおおよその年代、及び御料地における「民有下戻し」処理が一通り完了すると思われるのが一九〇五（同三八）年であることから、旧稿では「要例」の作成年代について「三十六年から……三十八年までの間はかなり早い時期に完成させたものであると考えられる」と指摘した。<sup>6)</sup>

しかし、この作成年代については若干の疑問が残った。「要例」は、筆跡や様式の異なる複数の書類から成る。このうち、旧稿では「要例」の本体と思われる冒頭から始まる①清書版を主に用いて論証した（旧稿表1）。しかし、「要例」にはこの後ろに、②「参考書」③「処分例摘要」と題した書類が一括されている。標題から考えれば、あくまで①が正本で、②③が参考資料という位置づけがなされていたことは間違いないと思われる。この点については旧稿でも触れたが、②③が①を作成する元となったデータなのか、「補遺」に当たるものなのかによって「要例」全体の年代比定は変わってくる。そこで本稿では、「要例」②・③を詳細に検討することによって「要例」全体の年代を再検討する。

各書綴類に記載された内容をもとに表1～7を作成し文末に掲載した。表の出典は全て宮内庁書陵部宮内公文書館所蔵「御料地及立木竹下付願処分要例」（識別番号61679）である。各表の「処分理由」及び「処分意見」の項は、原文を現代語訳した上で適宜要約した。表1～6中、複数の項目が列挙されているものうち下線を引いた項目は、「要例」①に採録されていないものを示す。濃い網掛けは「要例」①にも採録されているもの、薄い網掛けは「要例」①に類似の項目があるもの・項目は同一でも地域名が異なるもの・処分理由の中に「要例」①に列挙される項目の一もしくは複数が根拠とされているものを指す。表の「チェック」欄については、「✓」「×」「○」はそれぞれ文頭に右肩下がり・右肩上がりの斜線が項目全体にかかっていることを、「✓」「×」「○」はそれぞれ冒頭に表記の印があることを、空白は何のチェックもないことを示し、各記号の後ろにある鍵括弧内は、欄外に右以外の記号等がある場合に記載の通りに表記したものである。以下、これらについてやや詳細に説明する。

② 「参考書」

②-1(a) (表1) 出願対象の御料地に関するものと思われる地名・出願人・出願根拠・所有権確定の可否の順で、各項目が一つ書きで列挙されている形式は①にきわめて類似する。項目のほとんどは①に採用されているが、①に採録されている項目のうち②-1(a)にないものもある。

②-1(b) (表2) 形式は②-1(a)に類似しているが、筆跡は異なる。項目のほとんどは①に採用されているが、①に採録されている項目のうち②-1(b)にないものもある。チェックマークには斜線( / )、( \ )、( / )、( \ )の四種類が区別されていると思われる。斜線( / )のチェックがついている項目は①未採録であり、それ以外では①に採録か類似の項目がある場合がほとんどである。

②-1(c) (表3) 筆跡はいずれとも異なる。②-1(a)にはない書類番号と年代が付されている。項目は年代順に配置されていないが、一八九八(明治三一)年から一九〇五(同三八)年までの事例が収められている。様式は不定だが、後の頁になるほど定式化してくる。最初は年・処理番号・出願地・処分理由が短く示されるのみであるが、後段では処分理由の前に出願者の主張が要約され、処分理由もより詳細になる。許可された事例が収められている点が他の書類と比較した際の際立った特徴である。①と対応関係が明白な項目の年代の下限は一九〇四(明治三七)年である。

③ 「処分例摘要」

③-1(a) (表4) 様式は①に類似し、筆跡は異なる。項目もほとんど①に採用されているが、①に採録されている項目で③-1(a)にないものもある。

③-1(b) (表5) 様式は①に類似し、筆跡は異なる。採録項目はほとんど①に採録されているが、逆に①に採録されている項目の多くが③-1(b)には見られない。チェックマークと①との関係は不明であるが、○印有、レ点なしの「苗木植付」は①にない。項目と処分理由の文言は①との対応関係が明白である。各項目の年代は概ね一八九八(明治三一)年から一九〇〇(同三三)年である。

③-1(c) (表6) 様式・内容ともに①と最も近く、筆跡は異なる。採録項目は飛驒に関する記述が最も詳細である。年代は記載のあるもので一八九八(明治三一)年から一九〇〇(同三三)年に集中している。

③-1(d) (表7) 他の書類綴と明確に異なり、単一の事例についてまとめたものとなっている。書類は一九〇一(明治三四)年三月

八日付で岐阜県益田郡朝日村村長の中丸清彦が提出した御料林下付願の写であり、中丸の提出した証拠書類が第一号証から第二十号証、参第一号証から参第六号証まで一綴されている。

以上のように概観すると、「要例」②・③にはいずれも何らかのチェックや修正・削除の跡があることがわかる。①が清書されていたことに鑑みればこれは際立った特徴である。また、これら各書類綴はいずれも異なる筆跡で書かれており、それぞれ微妙に異なるルールでチェックマークが付されているように思われる。これらのことから、まず「要例」の各書類綴はそれぞれ異なる人物により作成されたと考えられることを指摘しておきたい。

これら各書類のうち、年代比定の手がかりとなるのは②・(c)、③・(b)・(c)であるが、特に②・(c)の存在が「要例」全体の年代比定を難しくしている。②・(c)には一八九八(明治三一)年から一九〇五(同三八)年までの事例が収められており、①との対応関係が明白な項目の年代の下限は一九〇四(同三七)年である。②を完全に①から独立した「補遺」と見るならば、旧稿の年代比定は揺るがない。しかし、②を①を作成するための元になったデータと見るならば、①の作成年代は早くとも一九〇五(明治三八)年ということになる。③に含まれる書類綴は、②に比して比較的早い時期の事例(一八九八(明治三一)～一九〇〇(同三三)年)が収められており、①との異同もより少なく、①の元となったデータ・補遺の両方の可能性がある。

そこで、次に「要例」②・③所収の各書類綴のチェックマークに注目したい。このチェックマークと①への採否(網掛け)との関係は、②・③が①の元となったデータ・補遺のいずれであるかという問題の重要な手がかりになる可能性があるからである。まず、わかりやすいのは「チェック」の欄が空白になっているものである。これらはほぼ全て①に採録されていない。したがって、チェックがないということは①に採録されなかった項目であることを示していると考えてよいだろう。「×」印についてもほぼ同様である。表5のみに確認できる「○」印は全ての項目に付されていることから、単純な誤字や表記等のチェックか、あるいは「要例」③・(b)を作成するための更なる元データがあり、それを採録したことの確認かのいずれかであると思われる。①への採否とは無関係であると思われる。

これに対して、「∨」「∧」や斜線(∩)、斜線(∪)の違いには明確な規則性を見出すことが難しかった。「∨」「∧」に比して斜線は項目全体を覆うように付されているため、その項目全体の①への不採用を示すように見えるが、実際には斜線が付されていても①に採録されているものもある。斜線の向きと①への採否にも明確な関係性はないようである。そもそも、斜線と「∨」「∧」の差は目視



による長さの相対的な差異でしかなく、作成者が「\」を付すつもりでやや長く線を引くことがあった場合、斜線との区別はつかない。同一の書類内でも明確な規則性が見出しがたいことから、各書類の作成者ごとの独自のルールというわけでもないようである。同様に、「✓」、「一」、「二」、「三」についても明確な規則性は見出しがたかった。

以上、不明な点も多いが、各書類の筆跡が異なることを考え合わせると、次のように考えられる。旧稿では、「御料局は下戻しの処分に際して地方庁・郡市町村役場・旧家を訪ねて「古書類等」を調査した<sup>7)</sup>」ことを明らかにした。しかし、膨大な古文書・古記録を一人が調査し、編綴したとは考えにくい。複数人、あるいは複数のグループで調査を行い、それを持ち寄って最終的に一つに取りまとめると考えるのが自然である。そしてそれをもとに一つのマニュアルを作成する際に、複数日にわたり複数人が採否決定に関わったのではないだろうか。

以上を踏まえて、「要例」の作成年代について現時点で一つの可能性を提示しておきたい。「要例」①は、御料局本局、あるいは各支庁の複数の官吏による調査・協議を経て③の書類綴が完成した一九〇〇年代初頭にひとまずまとめられ、その後も続々と提出される出願書類についてはマニュアル的な処理が可能なものについては①をもとに処理しつつ、出願事例の調査は引き続き継続し、一九〇五(明治三八)年段階でひとまず処分を打ち切ったと考えられる。旧稿ではこの簿冊について「三十六年から……三十八年までの間のみなり早い時期に完成させたものであると考えられる」と指摘したが、このように見直してみると、「民有下戻し」出願処理のマニュアル化には旧稿で想定していた以上に時間がかかり、結果的に一九〇五(明治三八)年になっても完全に終結したわけではなかったと思われる。御料局にとって「民有下戻し」処理がいかに膨大な労力のかかる難事業であったかがうかがえる。

一九〇〇年代初頭に調査を打ち切ることができなかったのは、後半になるにつれてきわめて個別的で包括的処理の難しい特殊な証文を根拠書類とする事例が増えてきたためであると思われる。②(c)の「処分理由」を見ると、近世期の諸負担や出願対象の山の呼称など、ある程度地域的広がりをもち統一的処理の可能な根拠ではなく、「明治38年下547」の事例のように、きわめて個別具体的で当該地域以外には応用の難しい証拠書類を用いている事例が目立つ。おそらく、「規定」公布後初期の段階では出願者にとって比較的書類をまとめやすい近世期の諸負担・山の呼称を根拠とする例が多かったのに対し、個別具体的な利害が背景にある場合は出願者も書類調製に手間取り、提出・処理が遅れたのだと思われる。あるいは、初期の段階で諸役負担や山の呼称程度の証拠では許可されないこと

が明らかになって以降、出願者側が戦い方を変えてきた可能性もあるだろう。いずれにしても、一九〇四、五年頃になっても①に採録できなかった事例が続出することを受けて調査が継続され、それが②にまとめられたものと思われる。

注

- (1) 近代日本の皇室財産に関する研究の歴史は古く、まとまったものとしては黒田久太『天皇家の財産』(三一書房、一九六六年)、大澤寛「わが国の国有財産史上におけるいわゆる皇室財産の研究(その一)―皇室費を補充する官有財産」の設定について」(『法政大学大学院紀要』一一、一九八三年)、鈴木正幸「皇室財産論考(上)」「同(下)」(『新しい歴史学のために』二〇〇・二〇一、一九九〇年)、川田敬一「近代日本の国家形成と皇室財産」(原書房、二〇〇一年)などがある。近年、皇室財産研究は大きく進展し、池田さなえ『皇室財産の政治史―明治二〇年代の御料地「処分」と宮中・府中』(人文書院、二〇一九年)、加藤祐介「昭和戦時期の皇室財政―制度と実態」(吉田裕編『戦争と軍隊の政治社会史』大月書店、二〇二一年)、同「明治中・後期の皇室財政―制度と実態」(『史学雑誌』一三〇・四、二〇二一年)などをはじめとして多くの研究が生まれている。
- (2) 一八七三(明治六)年七月二十八日の「地租改正法」と、翌年十一月に下された太政官布告第一二〇号・太政官布達第一四三号等により順次進められた。
- (3) 山林原野官民有区分に関しては多くの研究があるが、さしあたり筒井迪夫『日本林政史研究序説』(東京大学出版会、一九七九年)、萩野敏雄『御料林経営の研究―その創成と消滅―』(日本林業調査会、二〇〇六年)、北條浩『明治初年地租改正の研究』(御茶の水書房、一九九二年)、同『入会の法社会学』上・下(御茶の水書房、二〇〇〇年・二〇〇一年)、松澤裕作「近世・近代日本の林野制度」(『森林利用における統治と権力の諸形態』(松沢裕作編『森林と権力の比較史』勉誠出版、二〇一九年)を挙げたい。
- (4) 池田さなえ「御料林経営と民有下戻し―現豊田地域の事例を中心として―」(『豊田市史研究』一二、二〇二一年)。
- (5) 帝室林野局は宮内省の外局で、御料地を扱う部局として一九二四(大正一三)年四月に設置された。前身は、一八八五(明治一八)年二月設置の御料局、一九〇八(明治四一)年一月設置の帝室林野管理局である(『帝室林野局編刊』『帝室林野局五十年史』一九三九年)三〇八頁。
- (6) 前掲池田さなえ「御料林経営と民有下戻し」一五頁。
- (7) 前掲池田さなえ「御料林経営と民有下戻し」一四頁。
- (8) 「支庁」とは御料局の地方管理部局である。一九〇〇年前後においては、木曾・静岡・名古屋・札幌の四つの支庁が存在した(前掲『帝室林野局五十年史』第一章第三節)。

表1 「要例」②-(a)一覽

請負担・山の名称・証文など	出願者	処分理由(当該負担・山・証文の内容、所有権確定の可否)	チェック
苗木証文	飛騨・益田郡萩原町町長	公役の資格で造林したもので、つまり山稼ぎの恩恵に報いるための義務を尽くしたものである	
地券証	遠江・引佐郡西浜名村村長	民有として下付したのではなく、村方で保管させたもの	＼
山税	遠江・引佐郡西浜名村村長	毛上を採取する、今日の料金	＼
山高	遠江・引佐郡西浜名村村長	小物成詰であることは明らか	＼
山地子	美濃・郡上郡相生村村長	本高以前の課役として記載があるので、正租ではない	＼「上地」
立木抵当及売買	美濃・郡上郡相生村村長	単に地上の立木を売買・質入しただけで、地盤に及んでいない	＼
秣場役	遠江・榛原郡萩間村村長	地上の芝草を採取するために納付した雑税であり、今日の料金に等しいものなので正租上納の証とはいえない	＼「一」
譲渡山証文	遠江・小笠郡西南郷村村長	村民が定額草刈場の一部に新田畑を開墾する承諾をし、これに対する報酬を与えたにすぎず、土地所有権の譲渡を意味しない	＼
永荒場山定納米(官林下草税)	遠江・小笠郡西南郷村村長	地上の草木を採取するため納める雑税であり、正租ではない	＼「一」
年貢米(下刈米)	尾張・東春日井郡上品野村村長	地上の草木刈取のために上納する雑税	＼「一」
公有地村持総代の名受	三河・西加茂郡萌生村村長	官有山林原野のうち、人民が地上の草木を入手採取してきた箇所に対する名称で、その地券は村方に下付し、受書を経て村方に保管させたものなので、民有の証拠とは認められない	＼
山年貢・山役米	三河・額田郡岩津村村長	正租ではない	＼「一」
売買証	陸奥・下北郡東通村館金助	草刈場とあるので、土地所有権の売買ではなく、草刈権の売買と認められる	＼
野竿新田	陸奥・二戸郡斗米村小向衛治	現在の予約開墾と等しいものであり、未開墾の場所には所有権が認められない	＼
山手米・芝間小物成	甲斐・中巨摩郡源村村村長	現今の料金	＼「一」
山手大豆徴シ他村ヲ入会セシムルモノ	甲斐・北都留郡梁川村富山稲太郎外2名	請負山の一部に相当の代価で他村を入会させ、産物を入手採取させたものにすぎない	＼
青草代	甲斐・南都留郡長浜村惣代	地上の草木を採取する雑税であり、今日の料金に等しい	＼「一」
小物成永	甲斐・西八代郡栄村区総代	同上	＼「一」
山手米	甲斐・南巨摩郡五開村区総代人	同上	＼「一」
定納米山役・山野税	甲斐・南都留郡嶋沢村人民総代	同上	＼「一」
立木ヲ売買シテ証書控	甲斐・南都留郡嶋沢村人民総代	雑税を収めて山稼をする範囲内で売買したにすぎず、土地の所有には無関係	＼
村持ノ証	甲斐・南巨摩郡五箇村笹走総代人	村支配の意味にすぎない	＼
小物成米	甲斐・南巨摩郡蔵沢村村長	地上の草木を採取する雑税であり、今日の料金に等しい	＼「一」
他国村ヨリ草刈料ヲ徴シテ入会セシメタル	甲斐・南巨摩郡蔵沢村村長	従前の慣行であり、土地の所有を認めることはできない	＼
小物成米	甲斐・東八代郡御代咲村村長	地上の草木を採取する雑税であり、今日の料金に等しい	＼「一」
薪山税大豆	甲斐・南都留郡大石村総代	地上の草木を採取する雑税であり、今日の料金に等しい	＼「一」
山税ヲ地租ノ部ニ編入セシ	甲斐・南都留郡大石村総代	府県設置後日が浅く、納税の区別が分明でなかったため、山野よりの収入ということでこれを地租の部に編入整理したにすぎず、土地の所有権を認めることはできない	＼「二」
柴山入会山年貢大豆炭木十一束代永	甲斐・北都留郡賑岡村大月組駒橋組総代	地上の草木を採取する雑税であり、今日の料金に等しい	＼「一」
為取替証文、平沢山舟場取扱書	信濃・西筑摩郡三岳村村長	入会部落にて作業区域を規定し、あるいは事業上の規則を確定していたのは、この地が共有地である確証である	斜線(＼)
野竿新田	陸奥・二戸郡浄法寺村一個人	適当な原野を礼銭を上納して開墾するものであり、開墾地は検地を受け、知行高を増すものであるため、所有を認められるが、未開墾地は私有と認められない	＼
見守野形ノ売買	陸奥・二戸郡浄法寺村一個人	原野の監査が土地の所有権を売買するいわれはないので、監守権の売買と認められる	＼
社木ノ売買	信濃・諏訪郡長地村社掌氏子総代	売却代金で神社の造営費に充てたのは、管理行為にすぎない(欄外に「野銭、山役水」とあり)	＼
御林無御座候	甲斐・南巨摩郡曙村社掌外6名	御林とは御立山ともいい、官用材備林の呼称なので、官山がないという意味ではない	＼
控山(各証中ノ控山ヲ所有ノ証トスルモノ)	信濃・西筑摩郡福島町町長	受持という意味であり、所有の意ではない	＼
某持地、某抱ト証文中ニアルモノ	駿河・駿東郡北郷村個人	支配という意味であり、私有の意味ではない	＼
野方定納米	尾張・桑栗郡宮田村村長	旧尾州藩では、定納山と同一で野方、山方、水方、川方等の区分があり、定納山は山方の支配だが、定納地は野方の支配に属し、山方役所と等しく村々における官有原野を配布され、これを開拓し、あるいはこれに造林して薪株を採取し、年期を定めて一定の見取年貢を上納するものであったので、民有の性質を有するものではない	＼「一」
山林税、山税	伊勢・多気郡明星村村長	この税米は、一般に社寺の境外を上地させた後、更にその上地の部分を使用することを許可し、これに対して近傍地と比較して賦課・徴収した一種の使用料にすぎず、正租ではない	＼「二」



表2 「要例」②-(b)一覽

諸負担・山の名称・証文など	出願者	処分理由（当該負担・山・証文の内容、所有権確定の可否）	チェック
山手役・山税	三河・西加茂郡橋見村村長	村中入会であり、地券発行の際公有地として取り調べたものである。この山手役米は、正租以外に収める小物成であり、公有地とは明治5年大蔵省第159号達、及び同年租税寮第22号達により、たとえ地券を下付していても、それは村方に保管させたものにすぎないので、民有でないことは明らかである	＼「、一」
野永	上総・君津郡久留里町区民総代	野永とは、官有原野中の芝草を採取するために収める小物成であり、今日の料金に等しいものなので、地盤に対する正租上納の証拠とは認められない	＼「、一」
除地	信濃・上伊那郡高遠町樹林寺住職	朱黒印地・除地等は明治4年太政官布告により現境内での祭典法等に必要な箇所を除いて一般に土地させたものなので、境外土地は民有と認めることはできない	＼
除地	信濃・上伊那郡河南村明神社信徒総代	同上	＼
除地	信濃・上伊那郡河南町八幡社氏子惣代	同上	＼
村持山	遠江・磐田郡山香村助役	山税、山役のような小物成を賦課したにすぎないので、民有地と認めることはできない	＼
百姓山	甲斐・西八代郡古岡村人民惣代	民有山林の意味ではなく、百姓が稼ぐ山という意味である。仮に百姓山であった場合、旧幕政時代に御林山に編入されたものなので、かつて民有であったとしても、下付の理由にはならない	＼
小物成林野	甲斐・南都留郡東桂村人民惣代	7ヶ村入会山であり、山役・野永・野銭を納付してきたのは、今日の料金支払に等しいものであり、民有の証拠と認めることはできない	＼「、一」
山税	三河・西加茂郡橋見村村長	正租以外に納める山役、山永、秣永等の小物成の名称であり、正租ではないので民有地と認めることはできない	＼「、一」
御立山	信濃・上伊那郡川島村数百名	今日の官林と同一であるので、民有地と認めることはできない	＼
領地	三河・宝飯郡垣津村松平一夫人	維新後、各藩が版籍奉還した当時奉還させたもので、下付する理由はない	斜線（/）
土地山林	三河・北設楽郡段嶺村人民惣代	維新以前御林に課したものであり、府県設置以来の処分にかかるものなので、「御料地及立木竹下付規定」の対象外である	斜線（\）
伐木山	美濃・養老郡上多度村村長	領主の立山であり、出願者の部落は地元ゆえにこれを守護し、枯木下草を採取してきたにすぎない	＼
御林	信濃・上伊那郡中沢村個人	旧藩時代に御林に編入したものであるため、「御料地及立木竹下付規定」に照らして処分できない	＼
社領	三河・宝飯郡本茂村個人	境外土地させたもの	＼
百姓持山	三河・八名郡富岡村総代	旧藩林であり、部落において冥加永を取め株を刈り取っていたにすぎない	＼
御上り山	駿河・志太郡六合村個人	御林と同じく旧藩山であった事実を認めるにすぎない	＼
山税	駿河・駿東郡御厨町町長	元山役米と称し、地上の株を入会採取するため納付した小物成、すなわち雑税であり、今日の料金と等しいものなので、土地の所有を認める正租ではない	＼「、一」
小物成・山税	三河・西加茂郡石下瀬村村長★・駿河・駿東郡御厨町町長	山手役、山役永、小物成等の名称をもって賦課したもので、雑税に等しい	＼「、一」
御林山	飛騨・益田郡萩原町町長	薪柴草等を入会採取した稼山であるにすぎない	＼
定納山	尾張・知多郡大高町個人	定納山とは、旧尾張藩における制度の一つであり、年々一定の納税をさせたものであり、維新後政府においてこれを官山私山と決定し、処分させたものだが、天然生の樹木は官木として処分した	＼
山札米	遠江・小笠郡兩桜村村長	株柴を採取するために下付した入山鑑札に対する納米、すなわち雑税で、今日の入林料金に等しいものなので、土地の所有は認められない	＼
土地	信濃・諏訪郡平野村八幡社社掌	八幡神社境内に属する高外除地であり、出願部落の氏子においてこれを支配してきたにすぎないので、民有地と認めることはできない	/
小物成	三河・北設楽郡段嶺村村長★	個人所有の山林に対する納税なので出願地には関係ない	＼「、」
山手役	三河・北設楽郡段嶺村村長	山野の草木を採取するために納付した料金、すなわち雑税にすぎない	＼「、一」
山役永	三河・北設楽郡段嶺村村長	地上の草木を入会採取してきたにすぎない	＼「、一」
村持山	三河・北設楽郡段嶺村惣代	「持」は支配地の意味にすぎず、土地の所有上には何らの関係もない	＼
領主寄附地	三河・碧海郡小垣江村個人	領主の寄付にかかる社領黒印地なので、明治4年太政官布告に基づいて一般土地させたものであるため、民有と認められない	＼
在所山	美濃・郡上郡西川村村長	藩士の立林と同一の山脈内にある藩山であり、村民等はここに立ち入り草木を伐採してきたにすぎない	＼
共有地	駿河・志太郡六合村数人	共有地は出願地の外にあることが明白で、現在民有地内にある	斜線（/）
除地（地蔵堂廃跡）	甲斐・東八代郡英村個人	堂宇廃滅により官有地に編入されたものなので、その当時の管理者の後継者が出願しない限り民有地と認めることはできない	斜線（/）
小物成	甲斐・南都留郡三吉村惣代	地上の草木を採取し、または切替畑を仕付けるために毎年大豆・稗等を上納してきたにすぎず、民有地と認めることはできない	＼
百姓持山	甲斐・北都留郡七保村惣代	百姓所有の山野であるという意味ではなく、ただ3か村支配の山野であるというにすぎないので、民有地と認めることはできない	＼
薪炭秣肥料山	甲斐・北都留郡富浜村村長	立林、すなわち官林であることは明らかなので、この官山に対して山手年貢を納付してきたものと認めることはできない	＼
山手米山	甲斐・南巨摩郡富河村惣代	本途以外に徴収してきた雑税であり、現在の料金に等しいものなので、土地の所有を認める正租上納の証拠ではない	＼

御料地「民有下戻し」に関する基礎的史料の紹介とその解説

山手永	甲斐・西八代郡栄村惣代	同上	「、一」
買得地	甲斐・東山梨郡日川村個人	第一号証の土地と買得した土地は字名が異なる(書類の不備)	斜線(〳)
村持山	甲斐・南巨摩郡五開村惣代	山手米、または山税は雑税であり、現在の料金と等しいものであり、また村持というのは土地の由来を調査した際に村民によって書き出されたものであり、これをもって土地の所有を認めることはできない	〳
小物成山	甲斐・東八代郡藤谷村村長	地上の草木を採取するために納付した雑税であり、現在の料金に等しいものなので、土地の所有を認められない	〳
百姓持小物成山	甲斐・南巨摩郡三里村惣代	同上	〳
入会山	信濃・諏訪郡金沢村村長	山手税は柴草等を採取するために納付した雑税であり、現在の料金に等しいものなので、土地の所有を認めることはできない	〳
藩主ヨリ払下山	信濃・上伊那郡東伊那村村長	払下げ代金として示されているものは、土地の払下げ代金ではなく、御林伐木跡の下草刈取代金にすぎない	〳
入会山	信濃・上伊那郡伊那町長	若干の山税を上納し、草木を入会採取してきたにすぎない	〳
山役米	信濃・諏訪郡米澤村村長	地上の竹木を採取するために納付してきた雑税であり、現在の料金に等しいものなので、土地の所有を認めることはできない	「、一」
除地	三河・宝飯郡静里村個人	石山神社境外上地であり、民有の証拠があると認められない	〳
神主屋敷	甲斐・西山梨郡相川村個人	石宮社の職員である禰宜の役屋敷として旧幕府より下付されたものであり、土地の領有権にはほかならないので、土地継受のものとして認めることはできない	〳
秣場	下野・芳賀郡祖母井村総代	貢租は山年貢、あるいは茅代として若干納付し、これにより地上の秣を入会採取してきたにすぎないので、土地の民有は認められない	〳
野主	下野・芳賀郡清原村個人	野主とは土地所有者という意味ではなく、原野の管理者の意にほかならず、入会村民よりその運上、および野主の報酬を取り立ててきたにすぎないので、土地の所有者であると認められない	〳
新田野竿高	陸奥・上北郡横浜村個人	旧藩より原野を開墾のため下付され、成功の分は加増してきたものであるが、無開墾地は土地を民有として下付を請う理由はない	〳

註：★印を付したものは、宮内公文書館所蔵文書にて該当願書が確認できたものである。その年代・出典は、明治31年・「愛知県御料地並立木竹下付願御料局長処分案 明治33～35年」(識別番号1343)。

表3 「要例」②-(c)-覧

年・処理番号	出願箇所	出願者	処分理由	備考	チェック
明治32年5083-4	飛騨・益田郡中原村		数ヶ村入会であり、官山である証拠はあるが民有である証拠はなく不許可		〳
明治31年3433-3	上総・長生郡長南町		村持と唱えてきた入会地に対し納めて来た雑税であり、現在の料金と同じものなので不許可		〳
明治33年1413-2	甲斐・南巨摩郡陸合村		境内除地なので不許可		〳
明治31年2339-6	美濃・可見郡上之合村		当該山林は地頭山であり、私有林ではないことは明白		斜線(〳)
明治31年2766	陸中・胆沢郡金ヶ崎村		地元村民が肥料等を採取してきた入会山であり、無資格出願でもあるので却下		斜線(〳)
明治31年2765-3	遠江・榛原郡萩間村	静岡県榛原郡萩間村村長横山新吉	山札役、小物成、山税というものは、地上の柴草採取料なので正租ではなく不許可		斜線(〳) 「、一」
明治31年2151	遠江・周智郡飯田村	静岡県周智郡飯田村村長松猪太郎	山役、山手米、野手米とは林地上産物の採取料であり正租ではないので不許可		斜線(〳) 「、一」
明治31年2140	尾張・愛知郡弥富村	愛知県愛知郡弥富村村上庄次郎	定納山は官山であり、ただ人民が一定の山年貢を納めて使用してきたにすぎないので不許可	欄外に「地券」と有	斜線(〳)
明治31年2142	尾張・愛知郡弥富村	愛知県名古屋市中田原町長谷川忠義	定納山とは官山であり、留山=不入山・平林・砂留林と同様。人民がその配布を受けて開墾・樹木栽培・薪炭採取をするために一定の山年貢を納めるものであり、不許可	欄外に「定納山譲渡」と有	斜線(〳)
明治31年2548	遠江・小笠郡南郷村	静岡県小笠郡南郷村村長石野延太郎	小物成高は、物成詰として知行渡のために永ならば1貫文を高5石に、米ならば1石を高2石に換算する定期である。山役米は山野内の芝草を入会採取するために納める雑税である。いずれも現在の料金と同じく民有の証拠とはいえず、不許可		斜線(〳)
明治31年2715	美濃・可見郡久々利村	岐阜県可見郡久々利村村長谷尾清次郎	出願地は単に入会地であることを示すに過ぎず不許可		斜線(〳)
明治31年2657	三河・東加茂郡介木村	愛知県東加茂郡足助町本多忠恕	鳥年貢とは、鳥類を捕獲するために納める雑税なので土地の所有を認める正租上納の証拠ではない		斜線(〳) 「、一」
明治31年2184	武蔵・南多摩郡元八王子村	東京都南多摩郡元八王子村長谷川武左衛門外5名	芝銭は山野の芝草を刈り取るために納める雑税なので正租ではなく不許可		斜線(〳) 「、一」
明治34年2393	遠江・周智郡一宮村	静岡県周智郡一宮村村長多米八十	秣場地税は地上の産物採取料であり正租ではないので不許可		斜線(〳) 「、一」
明治34年5897	遠江・引佐郡伊平村	静岡県引佐郡伊平村村長池田猪三次・鎮玉村村長森下作五郎	該地で境界争論があったことを知るに過ぎず、立木売買の証も願地とは別ヶ所であるため不許可		斜線(〳)
明治32年3826	尾張・愛知郡田代村	愛知県愛知郡田代村村長加藤慶二	貢米は林地に対する雑税なので不許可		斜線(〳) 「、一」
明治31年1779	美濃・郡上郡弥富村	岐阜県郡上郡弥富村大仲吉之助外118名	立山とは藩山の呼称であり民有ではなく不許可		斜線(〳)

明治34年下938	飛騨・益田郡小坂町	岐阜県益田郡小坂町町長住幸謹		欄外に「追願ニシテ有之、初願アルモノト認め、取消ス」と有	
明治34年下1113-3	三河・北設楽郡段嶺村	愛知県北設楽郡名倉村 村長原田甚八郎代理・弁護士大岩勇夫	居林年貢とは田畑宅地に附属する個人所有の山林に対する年貢であり、出願地のような部落入会の山林に対する納税ではなく不許可		斜線 (〳) 「、」
明治34年下1211-4	飛騨・益田郡小坂町	岐阜県益田郡朝日村 村長中丸清彦代理・稲垣示外1名	塚山とは官山中での運上すぎないで不許可		
明治34年下226-3	遠江・榛原郡萩間村	静岡県榛原郡萩間村 村長横山新吉	山役米：地上産物の採取料であり正租ではないので不許可		斜線 (〳) 「、一」
明治34年下1183-4	遠江・榛原郡五和村	静岡県榛原郡五和村 村長北川米太郎	寺許状で山地の草木を分収する権利を得たものと主張するが、この寺許状は入会草木採取を許したのみであり、分収権を証明するものではないので不許可		斜線 (〳)
明治34年下1088-3	遠江・小笠郡原泉村	静岡県小笠郡原泉村 村長中山弥寿雄	定納山畑年貢：出願地に対するものか不明 仮に出願地に対するものであるとしても、切畑仕付や山野の草木を採取するための雑税である		斜線 (〳) 「、」
明治34年下1088-3	遠江・小笠郡原泉村	静岡県小笠郡原泉村 村長中山弥寿雄	売渡証文：箇所不明、仮に出願地の一部としても、一定の雑税を収め切畑、草木採取などをしてきた区域内の立木を売却しただけなので、民有の証拠と認めることはできず、不許可		×
明治34年下610-4	三河・碧海郡小垣江村	愛知県碧海郡小垣江村 村植能政	年貢目録高米：いずれの箇所にかかるものか不明なので不許可		斜線 (〳)
明治31年3079	志摩・志摩郡御座村	三重県志摩郡御座村 三橋八次郎	冥加金：出願地に接続する山地につき冥加金を上納し、伐木許可を得て来たものの、出願地は古来官有地であり、村民は何ら関係がなかったため不許可		斜線 (〳)
明治34年下211	尾張・知多郡日長村	愛知県知多郡日長村 村長小島武三郎	溜池砂留山：出願地は元来耕地灌漑の用水に供する溜池の土砂かん止山であり、従来村方が支配してきたものであり、公有地地券はその村で保管させたというにすぎないので不許可	欄外に「惣代ノ地券」と有	斜線 (〳)
明治31年3221	遠江・磐田郡広瀬村	静岡県磐田郡広瀬村 水野縫太郎外9名	譲渡証文：出願地は旧寺谷用水路の廃跡地である。この用水路はもと官設に属し、用水路廃止以来改租前において出願者が勝手に開墾したものにすぎないので不許可		斜線 (〳)
明治34年下609-7	三河・碧海郡小垣江村	愛知県碧海郡小垣江村 村植能政	社地借用証文：神主が支配者として社地を貸し与えたにすぎず、民有である証拠とはいえず不許可		
明治31年2285-3	遠江・周智郡熊切村	静岡県周智郡熊切村 村長松下義十郎	山税、公有地地券、椎茸山売渡証文、灌木譲渡証文：入会山に対し地上の産物を採取するために納める山税であり正租ではない。また灌木を売却したのは、入会区域内の剰余の立木を売却したものであり、いずれも民有の証拠ではなく不許可		斜線 (〳) 「〇一」
明治34年下129-3	尾張・知多郡大高町	愛知県知多郡大高町 大屋甚右衛門	私費開墾・譲受証文：出願地の定納山は、旧尾州藩記録・愛知県文書により、御留山=不入山・平林・砂留林と同じく官有山林であり、人民は一定の山年貢を納めて開墾したり樹木を採取したりしていたものであり、民有の性質を有しないことは明瞭なので不許可		斜線 (〳)
明治31年3208	美濃・加茂郡下米田村	岐阜県加茂郡下米田村 渡邊弘音	境外上地=除地：かつて境内であった旧跡に対する一札渡文であり効力はないので不許可		斜線 (〳)
明治31年4103	美濃・揖斐郡久瀬村	岐阜県揖斐郡小島村 栗野武一外1名代理・中川順平	借入金証文：出願地は旧領主の御林=用材備林であり、出願者はその立木を旧尾州藩付家老石河八太郎の借入金抵当として引き受けたにすぎず、その所有権を取得したのではないため不許可		斜線 (〳)
明治31年2739	美濃・武儀郡洲原村	岐阜県武儀郡洲原村 佐藤阿津麻外2名	出願地は除地であることが明白なので不許可：出願者等の祖先が村山を神社に寄付し、山税は寄付者の負担として田畑屋敷地の高割にして納税してきたもの	欄外に「除地」と有	斜線 (〳)
明治31年1904	甲斐・東八代郡竹原村	山梨県東八代郡金生村 斎藤勝次郎	土地売渡証文・年貢請取帳：旧大野寺村市郎左衛門所有地と、旧蕎麦塚村地内芝間と交換したこと、及び出願地をさらに旧大野寺村で買い受けた上で旧蕎麦塚村へ売り渡したこと、旧蕎麦塚村より旧大野寺村を経て出願地に対して年貢を納めた事実が明白（許可）		斜線 (〳)、 〇
明治32年4591	甲斐・南巨摩郡五開村	山梨県南巨摩郡五開村 村長佐田倉造	山手米：地上の草木を採取するための小物成=雑税にすぎず、出願地に対しては不許可であるが、字一ノ戸の一部は民有の事実があるので下付する（許可）		斜線 (〳)
明治31年3505	甲斐・南都留郡秋山村	山梨県南都留郡秋山村 村長佐藤七郎平	私墾地に属する4筆は民有の事実を認めるが、そのほかはいったん公有地となったものなので不許可		斜線 (〳)
明治38年下663	伊勢・多気郡五ヶ谷村	三重県多気郡五ヶ谷村 廣善寺住職玉川宝山	譲渡=関スルー札：出願地は村民より廣善寺に譲渡した土地だと主張されているが証拠はなく、廣善寺境内除地であることも明白なので不許可		
明治38年下762	信濃・下伊那郡龍丘村	長野県下伊那郡龍丘村 今牧平人外4名	立木売払証：社木伐採売買にあたっては、氏子と神官が協議の上決行することは一般の慣例であったが、この事実をもって神社の旧境内が民有であることを認めることはできず不許可	欄外に「社木」と有	斜線 (〳)

明治38年下547	甲斐・北都留郡富浜村	山梨県北都留郡富浜村 職源鶴外11名	出願地は円福寺旧境内地であり、本証の井上孫曾右衛門名受林とは全く別である。また、円福寺負債償却のため売却すべき境内樹木のうち、孫曾右衛門が買い受け立木のまま同寺に付置する旨を予約したことは確実だが、当該樹木とは相齢が一致しないため不許可		斜線 (〳)
明治37年下669	信濃・上伊那郡朝日村	長野県上伊那郡朝日村 村長中村六三郎	出願地が元除地であったことは明白で、巫志女はその宮守であったにすぎない。また、当該社守であった巫志女が社地の支配権を村方に移しただけであり、不許可	欄外に「除地」と有	斜線 (〳)
明治35年下864	飛騨・益田郡下原村	岐阜県益田郡下原村 村長森準一郎	苗木植付・植増した立証：飛騨は一国全て官山であり、百姓持山はないため、官許を得て御林内の雑木・芝草を入会採取したり、家作木を元伐したりし、その恩恵に対する報酬として植木植増をしてきたにすぎないので不許可	欄外に「飛騨」と有	
明治38年下693		長野県上伊那郡朝日村 真金寺住職林即宗ほか9名		出願者に打消線	
明治35年下974	信濃・西筑摩郡駒ヶ根村	長野県西筑摩郡駒ヶ根村 村長松原岡五郎	証拠書類は旧小川村入会四部落の入会区域を規定したものにすぎないので、民有の証拠とは認められない。また、出願者のいう旧明山のうち既に民有に帰した部分があるというものは、官民有区分の当時、政府が行政上の便宜的処置として村に民有として下げ渡したのみであり、所有権を認めたものとはいえず、不許可		
明治37年下851	上野・群馬郡小野上村	群馬県群馬郡小野上村 村長佐藤伊造外1名	立木売渡証文：出願地は旧来官有入会山であり、地上の草木を入会採取したり、立木を売却したりして、その代金の幾分を地頭に納めてきたにすぎず、民有の事実があるとは認められず不許可		斜線 (〳)
明治37年下754	相模・鎌倉郡深沢村	神奈川県鎌倉郡深沢村 北野神社社掌山崎勇外5名	願書は、天神山の枯損木を村役人等の相談の上伐採し、その売却代金のうちから苗木の植付費を支払ったり、村役人で預かっていたことを知るにすぎない。出願地は神社の旧境内であった当時、旧神宮氏子等にて枯損木を売却し、その代金で苗木植付費や社殿修繕費に充用し、神社を経営維持していたにすぎず、これをもって民有と認めることはできないので不許可	欄外に「社木売買」と有	斜線 (〳)
明治35年下891	甲斐・東八代郡寺尾村	山梨県東八代郡寺尾村 村長桑原七郎兵衛	敷金証文：敷金証中「当地分内古寺中前附山」とあるのは、かつて龍華院の存在した旧跡であり、元来朱印地なので、たとえ敷金の名称を用いても当時の制度において朱黒印地除地の売買買入は禁止されているので、これを借入金引き当てとするのは違法行為であり契約無効である。しかし、明治9年太政官第16号布告により、朱黒印地除地土地のうち、内実売買・買入をするものには同布告以前にかかるものは特例でその罪を問わず民有地として差し支えないとしたことにより、買得地はその購入者へ、買流れた土地は買取得者へ無代下付し、買得地年中のものの上地させた。しかし、本証は買得地年中のもので、たとえ年貢を納めたという証文があるにせよ、納付した証拠とは認められない	欄外に「社寺二関ス」と有	斜線 (〳)
明治37年下1047	遠江・引佐郡井伊谷村	静岡県引佐郡井伊谷村 村長山岡弘永	山手米：出願地は純然たる官林であり、地元人民等には関係のない箇所と認められるので不許可		斜線 (〳)
明治35年下1012	信濃・西筑摩郡開田村	長野県西筑摩郡開田村 村長下島祥平	入会山：出願地は旧明山の一部に属し、純然たる官山であることは明白なので不許可		斜線 (〳)
明治36年下1252	陸奥・上北郡横浜村	青森県上北郡野辺村 町角康請太郎	新田野竿高証文：出願地は、知行新田開墾の目的で旧領主の許可を得たものである。検地役人を派遣し横浜村の若干の「素地」を引き渡し、開墾成功の上は検地出願すべき旨の証文を下付したことは認められる。しかし、これは現在の予約開墾と同じものであり、未開墾地に下付は認められないため、不許可		斜線 (〳)
明治37年下1274	陸中・上閉伊郡小友村	岩手県上閉伊郡小友村 菊池長之丞	案堵銭：立証の購入地が出願地に該当するという根拠はただ出願者の陳述のみであり、当該証拠は、後世の擬文書と認められるので不許可		斜線 (〳)
明治35年下1255	信濃・西筑摩郡吾妻村	長野県西筑摩郡吾妻村 光徳寺住職三浦恵鶴外3名	売渡証文：本証付帯の検地帳写に記載するものは田畑敷のみであり、出願地＝柴山等の記載はない。また、出願者のいう植付地が出願区域内のものとは認めがたい。出願地は旧明山の一部であり、純然たる官山なので不許可		斜線 (〳)
明治36年下1060	上総・君津郡久留里町	千葉県君津郡久留里町 町白熊繁四郎	定納秣山銭：本証は謄本であり、またその他の証拠も4か村入会の秣山銭を収めてきたことを知るに足るものであるが、出願地が共有地である事実を認めるものではない。出願地は旧来官山であり、出願部落人民は毎年若干の秣山銭と称する雑税を納付して地上の草木を採取してきたにすぎないので不許可		斜線 (〳) 「一」



明治37年下1174	甲斐・北巨摩郡小泉村	山梨県北巨摩郡小泉村村長平井十一郎	小物成：出願地のうち、フ、リ平には従来村持・個人持の山林が多くあったことは認められる。本証・附属証により、村持入会地と定めたものは個人に対し有償・無償で承諾を得て村持となったものが多く、所有地のように自由進退してきた事実がある。また実地の状況によっても、上下フ、リ平における出願地は、現在の民有地と一団をなす赤松林であり、全くその性質は同一であるので、民有の性質があると認定した方が妥当。したがって出願地のうち4筆は許可、そのほかは不許可		斜線 (ノ) 「、一」
明治36年下1236	伊勢・度会郡宮本村	三重県度会郡宇治山田町益卯四五郎外6名	土地下渡二係ル辞令書：本願御料地は、神領中山山田三方支配所の支配地3分の1を外宮三位一福宜より被役人＝山田三方年寄中へ所領として分与したにすぎず、土地の所有権を分与したのではない。また、明治元年中度会府より益大膳外6名へ下付した辞令書も土地の所有権を与えたものではなく、前山における田畑山林の収納を下付し年寄役の報酬に充てたものであることは明白なので、これをもって土地の所有を認めることはできず不許可		斜線 (ノ)
明治35年下1186	飛騨・益田郡馬瀬村	岐阜県益田郡馬瀬村村長林唯三郎	飛州一国はことごとく御林山であり、古来官行伐木を行ってきたにすぎないので、民有の証拠とは認められず不許可		
明治36年下1328	甲斐・中巨摩郡国母村	山梨県中巨摩郡国母村村功刀長十郎	明治12年度～14年度の納税受領証：元善光寺所有地に対する納税の跡は認められるが、該寺は明治6年中無権無住なので、所有地は土地とされている。仮にこれが出願地に対する山高であったとしても、慶応3年の免状中山高引とあるのを見れば、出願者陳述のようにかつて既に高除きとなっていたものと認められるので、提出書類は出願地に関するものとは認められず、不許可		×
明治38年下1006	遠江・引佐郡龜玉村	静岡県引佐郡龜玉村村長高田市三郎	宝永の頃、旧宮口村には山高35石7斗5升あったことを知るに足るが、これを確認すべき証拠がない。仮にこれが出願地に対する山高であったとしても、慶応3年の免状中山高引とあるのを見れば、出願者陳述のようにかつて既に高除きとなっていたものと認められるので、提出書類は出願地に関するものとは認められず、不許可		×
明治35年下174	信濃・西筑摩郡三岡村	長野県西筑摩郡三岡村猿鼻今朝杉外5名代理岡田五郎治	出願地は旧明山の一部であり、官山であることは明白であり、旧明山のうち民有に帰したものであるというの、当時の政府が行政上の便宜として下付したに過ぎず、所有権を認めただけではないので不許可	欄外に「明山」と有	斜線 (ノ)
明治35年下457	信濃・西筑摩郡新開村	長野県西筑摩郡新開村古幡さく代理原田兼吉	出願地は旧菓山であり、出願者はその接続地である旧五貫文山（現在民有に属するもの）に対する証書を出願地に該当するものとして提出しているので不許可		斜線 (ノ)

表4 「要例」③-(a)一覽

租税二関スル部			
租税の種類	処分理由（当該租税等の内容・所有権確定の可否）	参照書類	チェック
山税	これまで林代として永若干を納付し、地上の薪柴肥草を入会刈取してきたものは小物成の一種であり、現在の料金に等しいので正租ではない	三河・西加茂郡橋見村御料地下付願	「、一」
地租ノ部ニ記載セル山税	明治5年以降皆済帳に「山税」として地租の部に編入したのは、当時租税の種類が明確でなかったためであり、土地の所有を認める正租上納の証拠ではない	駿河・庵原郡岡川内村御料地下付願	「、二」
山高	物成語として、知行渡のために永1貫文を高5石に換算し、柴役・酒役・舟役等の小物成をも村高に結んだものなので、本途高、つまり土地の物成高ではない	上総・夷隅郡清海村御料地下付願	ノ
川々国役金	川普請の費用、すなわち現在の土木費を村高を標準として割賦したもので、これを負担していたからといって土地所有の有無を決定するものではない	同上	「、」
野永	官山官原等の木柴、芝草を入会刈取するために、山役・山永・野銭・野手米・野永等の名称で米永を上納してきたものであり、これらは小物成であり、現在の料金に等しいものであり正租ではない	上総・長生郡西村御料地下付願	「、一」
小物成	年貢の外に納めるものの総称であり、これを上納して山林の毛上を刈り取ってきたにすぎないので、土地の所有を確定するものではない	甲斐・南巨摩郡五開村御料地下付願	「、一」
甲斐国ニ於ケル小物成山	元禄以降3種類に分かれた。第一は本途の内書に山林高入とし、第二は高付のまま年貢の外書に小物成定納とし、第三は無高とし、山年貢小物成定納、または山年貢とした。第一の分類は、知行渡のため結んだ小物成換算高であり、本途高ではない。第二の分類は、しばらく旧慣により高書をしていたもので、第三の分類に至っては高書も消滅している。全ての分類において、当初より本途高内ではない小物成入会山である	同上	「、一」
駿河国ニ於ケル島年貢	島地の地租ではなく、沿海漁業の特許税である	駿河・駿東郡静浦村御料地下付願	「、」
野税	従来の山永、野永、野手米等の小物成米永の改称であり、官山官原中の薪柴芝草を入会採取するために上納してきたものであり、現在の料金に等しいものなので所有山野に対する正租ではない	上総・長生郡長南町御料地下付願	「、二」
山銭	小物成、すなわち雑税であり、ただ山野内の草木を入会採取するために納付する現在の料金に等しいものなので、土地所有の根拠となる地租上納の証拠とはならない	静岡県磐田郡山宿村御料林下付願	「、一」



山札米	山林内の落葉・下草等採取するために下付された入山鑑札に対する納米なので、現在の入山鑑札料と同じである	美濃・揖斐郡春日村御料林下付願	「、」
山手米	山野内の草木を入会刈取するために納める小物成、すなわち雑税であり現在の料金に等しいものなので正租ではない	尾張・丹羽郡栗田村御料林下付願	「、一」
山役	山林の小柴・下草等採取するために納付する小物成であり、現在の料金に等しいものなので正租ではない	駿河・駿東郡富士岡村御料林下付願	「、一」
下草料	下草採取のために納付する料金であり、公租ではない	相模・三浦郡浦賀町御料林下付願	「、一」
林地税	正租以外に地上の草木を採取するために納付する雑税にすぎないので、土地の所有を認める正租上納の証拠ではない	三河・碧海郡中井村御料林下付願	「、一」
小物成高	物成詰として、知行渡のために永1貫文を高5石、米であれば1石を高2石に換算したもので、本途高、つまり土地の物成高ではない	三河・西加茂郡明越村御料林下付願	「、」
山年貢	小物成、すなわち雑税であり、現在の料金に等しいものなので、正租上納の証拠ではない	三河・西加茂郡根川村御料林下付願	「、一」
美濃国ニ於ケル真綿年貢	天正期から毎年7月26日に上納し、領主からこれに対して酒肴を与えてきたことを見れば、その実質は山野そのものへの正租でないことはもちろん、小物成でもなく、養蚕事業上の運上であると推定される。これは従来田畑の割合で賦課されてきたが、文禄期頃より山野の面積に応じて賦課されるようになったように、適宜賦課方法が変更されていることから、土地に対する年貢ではないことが明白であり、これをもって土地の所有を認めることはできない	美濃	「、」
山地子	山役・山永・山鏡と同様	美濃・郡上郡相生村御料林下付願	「、」
居林年貢	田畑宅地に対する個人所有の山林に対する小物成であり、人家・田畑等を離れた入会山野に対する租税ではない	三河・北設楽郡段嶺村御料林下付願	「、」
野銭	山役・山永などと同様の、官山中の芝草を採取するために納付する雑税であり、現在の料金に等しいものなので、土地の所有を認める正租ではない	下総・印旛郡遠山村御料林下付願	「、一」
遠江国ニ於ケル高内引ノ山高	小物成換算高、すなわち物成詰であり、知行渡のためにこれを村高に結んだものであるが、元小物成であり本途の外書として徴収するものなので、他の荒地とともに引高に掲げられたものと思われる	遠江・引佐郡都田村御料林下付願	「、」
紙木桑高	楮畑・桑畑に対する石盛高であり、楮は1束を高5升または3～4升到、桑は高3升または2升到楮高・桑高を定め、山野等の空地に楮・桑を仕立ててある分は高に結ばないことは古来よりの定法であった。それゆえ、土地の高受を示す証拠ではない	美濃・揖斐郡久瀬村御料林下付願	「、」
遠江地方ニ於ケル定納山畑年貢	山野内を切り開き、地味の善悪により1年から2年作付し、点々とその位置を変更する焼畑や切替畑等に対するものであり、一定の畑地に対して課税されるものではなく、山野に対する直接の課税でもないため、これによって土地の所有を認めることはできない。しかし、遠江地方ではこれらの山畑で、地租改正当時畑地の形状を成していたものに対しては所有を許可していた経緯があるから、本証の山畑も当時民有に帰したものと認められる	遠江・小笠郡原田村御料林下付願	「、三」
助郷	駄伝人馬を宿附村々において助勢したもので、国役と同じく村高に応じて負担すべきものなので、所有地である事実は認められない	遠江・小笠郡笠原村御料林下付願	「、」
夫銭	地方凡例録に「城内陣屋等の掃除・雪掻き等に使用する官用人夫(水役)を百姓自身に出役させたものであるが、遠方の村々から出役させると費用がかさみ、農業にも差し支え、また官にとっても在郷人夫では諸事不便なので、現人夫に代え夫金を取めさせたものをいう」とあるように、所有権を認めるものではない	同上	「、」
木租	木租のうち、「下用米」下付の分：美濃3か村(付知・加子母・川上)は山間僻地であり米穀に乏しいので、毎年田畑より徴収する貢米を村方に下付し、村方に官林内の立木を伐って櫛木を製作させ、これを貢米に代えて上納させたものなので、林地に対する租税ではないことは明らかである。 木租のうち、「無下用米」の分：村方に貢米を下付せずに浮役をもって櫛木を製作させて上納させたものであり、免状中本途の外書に「無下用米」と記載あるのみならず、地方備考に「三ヶ村(節録)浮役ニ動候櫛木ニハ下用米不相渡云々」とあることから見ても、浮役、すなわち小物成であり、林地に対する租税ではないことは明らかである。 また、木租として上納した据櫛等は自由に山林内に立ち入り製作したものであるが、前記の下用・無下用にかかわらず、官用に限って官有山の五種木を伐採し、据櫛を製作させたものなので民有林でないことは明らかである	美濃・恵那郡付知町御料林下付願	「、」
伝馬役	村高に応じて賦課される旧幕時代の三役の一つであり、山野に対するものではない	下野・那須郡那須村御料林・立木下付願	「、」
社寺土地以後其土地境内ニ対スル林税	出願地は白山神社境内除地であり、これに対して納付してきた林税は、土地以後の使用料にすぎない	美濃・加茂郡和知村御料林・立木下付願	「、」
薪代・葎代・萱代	地上の産物を採取するために納付した雑税であり、現在の料金に等しいものなので土地の所有を認める正租ではない	岩代・岩瀬郡浜田村御料林下付願	「、一」
甲州領内ニ於ケル薪山年貢、柴山年貢	薪山年貢は七木以外を最寄村々が伐採する際に納付した雑税で、土地の所有を認めるものではない。柴山年貢は百姓が自由に山畑柴山・畔通りへ仕立てた林に対する年貢米であり、入会に対するものではない	甲斐・南都留郡富士御料地下付願	「、」
御林定納米代	藩林内の落葉や下草等の副産物を採取するために納付した定納米代であることを認めるに止まり、土地の所有上何らの関係もない	尾張・愛知郡猪子石村御料林下付願	「、」
甲斐国ニ於ケル小物成高結	甲斐国では往々山野に対する小物成を高に結んだものがあつたが、正徳年間以後はこれを除き、単に小物成高として年貢割付書を外書として賦課してきた。この小物成高はいわゆる物成詰であり、取米の倍数をもって高に換算したものであるため、正租でないことは明白	甲斐・北巨摩郡大泉村御料林下付願	「、」

租税以外ノ事項ニ関スル部			
種類	処分理由（当該租税の内容・所有権確定の可否）	参照書類	チェック
公有地	明治5年租税寮第22号達にある「後來人民私下等ヲ出願スルニ非サレハ持主メ難キモノヲ云フ」に該当するものであり、たとえ地券を下付していてもその地所を村方に保管させたにすぎないので、民有地の証拠にはならない	三河・西加茂郡橋見村御料林下付願	＼
朱黒印地除地	明治4年大政官布告「諸国社寺由緒ノ有無ニ不拘朱黒印地除地等（中略）今度社寺領現在ノ境内ヲ除クノ外一般土地被仰付云々」により一般に現境内（祭典法等に必需の箇所）を除いて全て土地させたもので、官林編入は当然の順序である	信濃・上伊那郡美馬村御料林下付願	＼
村持	受持・支配地の意味であり、私有の意味ではない	上総・長生郡西村御料林下付願	＼
領主私有地ノ寄附ト認めヘキモノ	戸田家宗光が田原城主であった当時、私有地を寄附して長興寺の所有としたものとののだが、検地帳もしくは名受帳にて長興寺の所有である確証がなければ事実を確認することができない。しかし、その確証がないので、私有地ではない証拠である	三河・渥美郡大久保村御料林下付願	＼
神主ノ肩書	神主の資格を表すのみで、権利を主張したのではない	遠江・周智郡一宮村御料林内立木下付願	＼
御林	従来官林の呼称であったことは論を俟たず、それゆえ人民が自由に売買することはできない	三河・額田郡豊岡村御料林立木下付願	＼
尾張国ニ於ケル平山	留山、すなわち不入山・平林・砂留山と同じく藩山の一種であり、人民はその配布を得て樹木の栽培や薪木の採取を許され、毎年一定の山年貢（小物成）を収めてきたにすぎないので、土地の所有を認める正租上納ではないのもちろん、その小物成も水源のため廃止され、留山として藩政当時すでに返地されていたので、民有地ではない	尾張・東春日井郡陶村御料林下付願	＼
村高外ニ属スル無税地	水帳外書に、単に反別と種目のみ記載があり、分米等の付記がないものは、村高外に属する無税地であり名受地でないため民有地ではない	甲斐・南都留郡大石村御料林下付願	＼
定納山	旧尾州藩記録、及び愛知県文書等に徴するに、御留山、不入山、平林、砂留山と同じく官有山林であり、定納と称した理由は人民が官山の配布を得てここで樹木を栽培したり薪木を採取したりして毎年一定の山年貢を納付してきたためである	尾張・東春日井郡二城村御料林下付願	＼
村分草山	「当村分云々」とあるのは、その村支配の草山であり、総村入会で芝草の採取をしてきた箇所であることがわかるにすぎない	駿河・庵原郡袖師村御料林下付願	＼
村持株場	「村持」というのは従来村支配地であったという意味であり、村所属という意味ではない	同上	＼
草山村中	村民入会草木採取してきた箇所という意味にはかならない	三河・額田郡宮崎村御料林下付願	＼
村差出帳中御林ト株場新採場ト区別セル記載	御林とは立林・立山と称し、みだりに人民が伐採することを禁ずる藩山として、特に別記したものであり御林の外に藩山がないということではない。しかも、本帳には「株場当村居林又ハ総山ノ内ニテ刈取申候」とあるように、百姓居林ならびに村総山のうで株のみ採取してきたにすぎないので、民有地の証拠ではない	同上	＼
地価帳附村持総代ノ名義	地価帳に対して、地券下付に際して取り調べたものであり、村持とは従来村方支配の土地に対して下した名称である。よって、その村支配の土地はおおむね公有地の名称を付し、関係村に地券を下付してその地所を保管させたものであることは、明治5年租税寮第22号達より明瞭なので、民有地である証拠とは言えない	同上	＼
明治六年公有地トシテ交付セラレタル地券	この地券をもって明治6年7月大蔵省達地租改正施行規則第六則により納税した証拠とすることはできない。なぜならば、地租改正によって納税したものとするには、同規則第15則、および同月大蔵省訓令地方官心得書第39章により、地券の裏面に租税額の記載がなければならないからである。当該証拠書類にはこの裏書がないので、租税は賦課されなかったことは明らかである	遠江・浜名郡舞阪町御料林・立木下付願	＼
村持山ヲ担保ニ供シタル借金証文	証書面にはただ村持山とあるが、村持総山を引き当てたものと認めることはできない。また、箇所記載がないので、いずれに該当するのか知ることができない。更に、仮に出願地を借金の担保に供したとしても、元來出願地は地上の草木を採取する入会地なので、その地上の草木を担保に供したものであって、土地の進退に関係するものではないので、本証は民有の証拠と認めがたい	三河・西加茂郡三好村御料林・立木下付願	斜線（/）
村指出銘細帳中ノ解釈	村指出帳に、「百姓小草場」、村指出銘細帳に「但小草場村山ニ御座候」とあるのは、共有を意味するものではなく、百姓入会草刈場、あるいは村支配の小草場という意味であり、下付規定第2条第1項・第2項の所有または正租上納の証拠ではない	遠江・引佐郡西浜名村御料林下付願	＼
公費私費ノ判明セサル苗木代ノ請求書	単に苗木代の受取のみであり、その代金はいかなる費途に充てたのか、公費私費の区別も不明なので、本証のみをもって私費植栽の証拠とすることはできない	駿河・安倍郡豊田村御料林下付願	＼
飛騨国ニ於ケル御林山	飛騨は一國ごとく御林山であり、古來官行伐木をしてきたために、村民らは官用植となったり、許可を得て根本末木等で諸白木稼等をしてきたりと、専ら山業によって生計を営んできた。官においては元代貨銀買請米等を下付してきた。これにより、時々植木植増を命じ、人民も元代貨銀の前貸や買請米等の恩恵に対する報酬として植木植増の義務を尽くしてきたにすぎない	美濃・益田郡森原町御料林・立木下付願	＼
社寺領ニ対スル関係並社寺ノ植栽行為	徳川幕府の社寺領に対する関係を見るに、所領に対しては普通諸侯と封土との関係と同一であり、社寺がその領内に対して自由に貢租を徴収し、経営維持に充ててきた。ゆえに、社寺の社寺領に対する権力は、領主の支配権と同一であり、社寺はその領地を売却したり、みだりに樹木を伐採することはできない。これに鑑みれば、社寺＝支配者がその領土内に樹木を植栽・養護したのは、公法上の行為に属する。出願者はこの公法上の行為である栽培費用に公法上の収入総額をもって充てたと仮定しても、その支出は公法上の支出に属せず民法上の性質に変わっているので、私費として差し支えないというが、社寺の公法上の収入に対する支出が民法上の性質に変更する理由はない。これにより、私費として養護・植栽した樹木を社寺の所有とすべき理由ではない。もしまた社寺がその領内支配権以外において私費のみで植栽・養護したものがあれば、私費公費の区別を明確にする証拠を提供し、その処分を仰ぐべきである。本件も、その証拠がなく、ただ弘化以降改延寺が私費で樹木を植栽・養護して現在の林相を成すに至ったと言っているにすぎないので、これをもって当該寺が私費植栽をした証拠と認められない	遠江・磐田郡二俣村御料林・立木下付願	＼

村持ト記載シアル田園代佃取調書	当時村方より書き出したにとどまり、これを官が是認したものではないため、出願地の民有の事実を認めることはできない	遠江・小笠郡原泉村御料林下付願	＼
旧犬山藩ニ於ケル運上山並見取米予定地	運上山とは、本藩・尾州藩の定納山と同一であり、官有山であることは明瞭なので、民有地ではない。見取米予定地・運上山とは、旧藩制度上一種の官有地を相当の料金等で各村方、または個人に割り付け、この開墾や植樹を奨励し、その成功した分は無代で下渡し民有にさせたものであり、いわゆる現在の無代下渡予約開墾の官有地にすぎないので、これにより民有地とすることはできない	尾張・丹羽郡池野村御料林下付願	＼
分収	樹木栽培・養護等の行為に対し、分収の権利を与えたという約束によって成り立つもの、または法令や慣行によってこれと同等の立木竹の収益を分収するという意味。本証では官民分収契約をした事実が認められず、単に「入札払代金御定例ノ通り三分御上納仕候云々」とあるにすぎないので、これをもって官民分収契約とは認めがたい	三河・宝飯郡西浦村御料林下付願	＼
美濃国ニ於ケル明山	五種木の伐採を厳禁する代わりに、人民に雑木芝草の伐採・採取を許したものであり、木曾明山と同様純前たる藩山である	美濃・恵那郡付知村御料林・立木下付願	＼
切畑	入会山野等において官許を得て作り、1～2年間ずつ耕作し、点々と場所を変えるものなので、民有の性質にはない	信濃・西筑摩郡駒ヶ根村御料林下付願	＼「三」
木曾地方ニ於ケル明山ノ売買	明山が官山であることは古文書や地租改正当時の官民有区分調査絵図面に照らして明らかである。したがって、本証がたとえ出願地に対する売買証であったとしても、その売買は地上の産物にとどまり、土地所有権の移転を認めることはできないので、民有の立証とすることはできない	信濃・西筑摩郡三岳村御料林下付願	＼
明野山	藩山であるが停止木以外は雑木芝草等の採取を許可された入会山である	信濃・諏訪郡豊平村御料林下付願	＼
尾張国ニ於ケル定納山ノ内所有ヲ許シタルモノ	定納山は民有地の性質を有したものであるが、現在の予約開墾地と同じく、相当の労費を加えて田園宅地等に開墾したものに対しては、いったんこれの所有を許可する制度があった。しかし、未開墾のものにはただ一定の年貢を納めて、これによってその土地を使用してきたにすぎないので、これらの土地は一般に官地私木と決定し、地上の立木を伐採させたものである	尾張・愛知郡鳴海村御料林下付願	斜線 (＼)
寺院ノ境内ニ於ケル立木ノ売却	寺境内であった当時、その支配者が支配内の立木を売却したのは、管理行為にすぎないので、土地の所有を認めることはできない	但馬・朝来郡山口村御料林下付願	＼
旧盛岡藩ニ於ケル新田開発ノ制附開発権ノ譲渡	家臣に新田開墾のために無毛の土地を下げ渡し、年季で開墾させ、開墾成功の上はその者の知行高に加えてきたもの。これに基づき関直之丞が出願許可を得た後、これを飯豊又右衛門に譲渡したものであり、現在の予約開墾と同一であり、当時は所有権を認められなかったため、この譲渡によって出願地の民有の事実を認めることはできない	陸中・二戸郡浄法寺村御料林下付願	＼
入会地域内ニ於ケル毛上ノ売買	旧藩政期では普通の行為であり、土地の所有上には何らの関係もない	遠江・小笠郡原泉村御料林下付願	／
永荒地トナリタル土地	かつての名受畑であり荒廃に属したものがあっても、参照甲印名寄帳に記載するように、荒地となった都度これに対する分米を引いて貢租を免除し永荒引きとなったものであるため、民有の性質を有してはいない	甲斐・北巨摩郡江草村御料林下付願	／
領主ノ寄付地	土地領有権の分与にすぎないので、民有ではない	美濃・稲葉郡那加村御料林下付願	斜線 (＼)
除地境内ノ立木	除地内の立木は神社の造営や維持に充当するほかには、人民が勝手に売却し、村民救助のために分配してはならない	信濃・諏訪郡平野村御料林下付願	＼
高ノ目林	百姓名受の畑地等に樹木を立立て、地目の変換したにもかかわらず、依然として高に対する租米を収める箇所をいう	陸中・上閉伊郡宮守村御料林下付願	＼
陸中ニ於ケル龜山(素山)	官山であり、地元村は地上の草木を入会採取してきたにすぎないので、民有地ではない	同上	＼
旧南部藩ニ於ケル野竿新田	開墾奨励のためになされたもので、藩士が開墾に適した場所を選定し、その凡高＝野竿高を付記し、礼銭の額を定めて相当の年季で原野開墾を出願するものがあれば、吟味の上許可し、開墾成功の上は詳しく検地し、知行高に加えて開墾主である藩士の知行地として与える制度である。開墾既済の分に対しては民有とすべきは当然であるが、開墾未済の土地に対してはその所有は認められない	陸奥・二戸郡浄法寺村御料林下付願	＼
地付山	個人所有の耕地地に接続する僅少なものをいう	磐城・西白河郡中畑村御料林下付願	＼
飛騨国ニ於ケル留山、稜山、植木場	留山：用材備林であり、一切立木伐採が認められない 稜山：御用材元伐採、または白木採、家作木伐採等をする箇所 植木場：耕地が乏しく人民の生計困難なので、人民に専ら山稼に従事させ、同時に定式御材木・御檜木元伐と称して毎年官行伐木を行い、元伐賃金の前貸や買請米等を下付して生計を助けてきたことにより、これへの報酬として官山中苗木植付を命じた箇所であるにすぎない	飛騨・益田郡上原村御料林・立木下付願	＼
飛州地方ニ於ケル株代金ノ分配	入会稼場における官用伐木元伐に関して、元伐請負人と地元村々との間に元伐賃金＝株代金を渡す契約をし、受け取った代金は諸入用を差し引いて、10か村間に分配すべき割合を算定したにすぎず、土地の所有上何らの関係もない	飛騨・益田郡馬瀬村御料林・立木下付願	＼
陸中地方ニ於ケル旧御山守	藩山の監守者の役名であり、土地所有者の呼称ではない	陸中・岩手郡浪沢村御料林下付願	＼
下野国ニ於ケル旧野主	公設の役名であり、土地所有者の呼称ではなく官有地の管理者である	下野・芳賀郡清原村御料林下付願	＼
御預り地	官山を守護・支配するものの呼称なので、人民において土地所有権の売買をしてはいけない	陸奥・上北郡深内村御料林下付願	斜線 (＼)

表5 「要例」③-(b)一覽

項目	処分理由(当該租税等の内容・所有権確定の可否)	典拠	チェック	年・処理番号
領主地所寄付	寺名受でない以上は寺領である	駿河・駿東郡静浦村本能寺	○✓	明治31年1916
国役金	私有地の証拠ではない	駿河・駿東郡静浦村本能寺	○✓	明治31年1916
検地不入ノ朱印状	ただ年貢を免除したものであり、土地の自由進退を許可した証拠ではない	駿河・富士郡上井出村村長	○✓	明治31年2385
秣培養ノ為メ山焼ノ事蹟	無料で秣を採取したに過ぎない	駿河・富士郡上井出村村長	○✓	明治31年2385
苗木代及植付費ノ支払	公費に属するものであり、社有地の証拠ではない	駿河・志太郡瀬戸谷村高根神社	○✓	明治31年2649
山役水	地上草木を採取するために納める雑税	遠江・磐田郡佐久間村負田良太郎外84人	○✓	明治31年4812
無地高	反別に石盛をかけてそれまでの割高に不足する場合、かけるべき地所反別がなくとも村方に負担しなければならない貢租	三河・西加茂郡石〔ママ〕瀬村魚際庵夫	○✓	明治31年1996
山地税	地上の草木を採取するために納付した雑税であり料金と同じ	甲斐・北都留郡丹波山村高田市之助外数十人	○✓	明治33年634
山税	山役・山永・野税・野手米等の置県後一時の呼称であり、山野の草木を採取するために納付した雑税	遠江・磐田郡蒲川村日名地実次郎	○✓	明治32年2194
山地子	山野の草木を採取するために納付した雑税	美濃・郡上郡鳴谷村村長	○✓	明治31年5386
山手米	小物成であり正租ではない	遠江・引佐郡東浜名村村長	○✓	明治31年5272
門錢、西山年貢	同上	遠江・引佐郡東浜名村村長	○✓	明治31年5272
領主ノ寄付セシ除地	民有の証拠ではない	遠江・浜名郡白脇村清水大治郎	○✓	明治32年4871
願地ノ立木ヲ売却ス	神社が支配地内の立木を売却することは一般に行われており、民有の証拠とはいえない	三河・碧海郡棚尾村生田市三郎	○✓	明治32年4051
社殿ノ修繕	支配者が社殿の修繕を行うのは当然の職務であるにすぎない	三河・碧海郡棚尾村生田市三郎	○✓	明治32年4051
山錢又ハ役炭	地上の草木を採取するための雑税	三河・碧海郡棚尾村高木梅三郎	○✓	明治32年3027
山年貢	山野の草木を採取するために納める雑税	三河・碧海郡棚尾村村長	○✓	明治32年1291
苗木植付	官命により夫役で植え付けたもので民有の証拠ではない	三河・碧海郡棚尾村村長	○	明治32年1291
入会村或ハ一ヶ村ニ或ル期間刈取ノ契約ヲ為ス	入会部落の協議により自由になしうるものなので、この契約は民有の証拠ではない	三河・碧海郡棚尾村村長	○✓	明治32年1291
虫害木ヲ売却ス	小物成を納めて刈取してきた区域内のものを売却したもので、民有の証拠ではない	三河・碧海郡棚尾村村長	○✓	明治32年1292
立木ノ売却又ハ抵当	単に産物の処分をしてきたにすぎず、土地所有の証拠とはみなされない	尾張・東春日井郡掛川村村長	○✓	明治32年2039
地藏堂敷地カ願人先代ノ名受	土地の所有者であるためではなく、地藏堂の管理者であるためなので民有の証拠とは言えない	甲斐・東八代郡英村石原徳太郎	○✓	明治31年2176
山畑	切替畑のことであり、焼畑と同一民有を認めることはできない	甲斐・南都留郡三吉村小林与五右衛門	○✓	明治33年279
薪代、炭木代、青草代	地上の産物を採取するために納める雑税	甲斐・南都留郡三吉村佐々木伊三郎	○✓	下1038
本地挽役、炭竈役	本途以外の雑税	上野・勢多郡黒保根村村長	○✓	下1151
地券発行ノ際ニ於ケル公有地	土地官民有区別の際の一次的な名称であり民有の証拠ではない	美濃・本原郡中根尾村村長	○✓	下1144
宮守某ノ名受(抱・持)	支配の意味に他ならない	武蔵・北多摩郡田無町新井壱左衛門	○✓	下249
除地ニ対スル山役水	土地後に使用を許可された料金	武蔵・北多摩郡田無町杵築神社	○✓	下422
社木売代金ヲ以テ苗木ヲ植付又ハ其残金ヲ該社ノ修繕費ニ充ツ	一般的な慣例であり、民有の証拠とは認められない	武蔵・都築郡中里村杉山神社	○✓	下166
取調野帳ニ村用掛某ノ記名	書上げ漏れとなった土地に対して村用掛において記名調印したものにすぎず、土地の名受者を意味しない	武蔵・久良島郡金沢村大塚安太郎	○✓	下117
小物米	高外の小物成であり、同地方の制度により、地上の草木を採取するために納める雑税	甲斐・東山梨郡三富村村長	○✓	下405
薪山税	薪材採取のために納める雑税	甲斐・北都留郡広里村村長	○✓	下460
社木売却代金ノ十分一ヲ還上トシテ納付ス	土地の所有を認められない	伊豆・田方郡北上村八乙女神社	○✓	下487
薪山年貢	官山内の立木を入会採取するために納めてきたものであり、これをもって土地の民有を認めるものではない	甲斐・南都留郡河口村村長	○✓	下988

御料地「民有下戻し」に関する基礎的史料の紹介とその解説



表6 「要例」③-(c)一覽

項目	処分理由(当該租税等の内容・所有権確定の可否)	地域	チェック
皆目録薪代燭松代	地上の草木を採取するために納める雑税であり、現在の料金に等しい		＼
浮役	本途以外に臨時に賦課されるもので、現在の木柴払下代金と同一なので、本証は土地の所有を認める正租上納の証拠ではない	山梨県北都留郡笹子村	＼
郡内領ニ於ケル柴山年貢	概ね民有の畑地付近の土地に対して納付したものであり、出願地のような大町麥の奥山について納付するものではない	山梨県北都留郡甲東村	＼
入会塚山	従来村民が薪炭肥料等を入会採取してきた箇所であり、いわゆる村民の塚山なので、該地域内における毛上の売買をしたり、個人に炭焼稼業をさせたり、あるいは一部の土地を貸与したりすることは、当時の入会地では通例であったため、これにより直ちに土地の所有を認めるものとはならない	山梨県北都留郡甲東村	＼
黒印地	領主であった今川家がその領内における一部分の支配権を寄付したにとどまり、土地所有上には何らの関係もない	静岡県富士郡吉永村	＼
青草代、萱代	地上の株・萱等を入会採取するために納めた雑税	甲斐・南都留郡禾生村	＼
山手永	紙漉、船役、伝馬宿入用、六尺給米等と同様、本途以外の雑税であり現在の料金と同じ		＼
山手税	地上の草木を採取するために納める雑税		＼
山方年貢	旧尾州藩において山方役所で徴収した別途収入であり、正租でないので土地の所有を認めることはできない		＼「,」
抓高	出願村は検地を受けていない村方であり、このような村方において当時の制度上山林原野までも村高にいられた事例はないので、この抓高は山林原野等全ての土地を包含したものということとはできない	山梨県南都留郡西湖村(明治33年800)	＼
甲斐国ノ山高	甲斐国においては往々山高を本高に結び、本途高と小物成と区別が判明しがたいものがあるが、正徳年間以降はこれを除き、単に小物成高として免定書中外書として割り付けてきた。したがって、この小物成高はいわゆる物也詰であり正租ではない	山梨県北巨摩郡笠原村	斜線(＼) 「,」
飛驒	飛驒国には本来民有山がなく、人民は概ね官山に頼って山稼をし生計を営んできたことは明らかである		
朱印地証文	大日本租税志中、徳川氏に至り大寺小院の縁由あるものはその分に応じ香花の地を付与するとあり、この証文を朱印地証文ということから、皆將軍の寄付した土地	愛知県渥美郡赤羽村(明治31年695)	＼
神田	大日本租税志には、神領は古の神田であり、神宮修理祭祀供料の地、及びその神主禰宜等の領するところはみな神領とある。旧大小名がその家臣に封土の幾分を割譲したのと同様で、土地所有権を分与したのではない	三重県度会郡宇治山田町(明治31年2549)	＼
明治六年中公有地ノ地券証ヲ下付	民有地として下付されたのではなく、同5年9月達地券渡方規則、及び同年10月租税寮達22号により、地券証を下付し、村方に保管させたものなので、民有に帰したのではない		＼
名寄帳	貢租賦課徴収の際にはあらかじめ名寄帳を備えておき、移動の都度加除訂正し、各人別に各地目の租額を列記した上でこれを集計する。あるいは、集計の後各地目の租額内訳を列記し、末尾に一村合計を付し、賦課徴収の便に供する	静岡県引佐郡西浜名村(明治31年3096)	斜線(＼)
山税	山林原野の毛上を採取するために納めた、現在でいうところの料金と同じものなので、高受または地租上納の証拠ではない	静岡県引佐郡西浜名村(明治31年3096)	＼
見取場	川付あるいは山付の原野等空地を5畝3畝ずつ田畑に開墾し、作物を仕付けても高に入れない分のことをいい、林地租を見取運上として取り立てて来た例はかつてない	愛知県渥美郡大久保村(明治32年3422)	＼
運上冥加永	村方の助成として、商売・漁猟・石屋・大工・紺屋・鍛冶屋・水車業等を営むものに賦課した雑税であり、材木・往還並木・立枯木払もこの運上の中に包含され、伐木出願の都度役人見分の上、取り決めたもの	同上	「,」
川成	田畑等の有租地で、出水のため川床と化したものの名称	岐阜県恵那郡木郷村(明治31年2169)	斜線(＼)
山銭	山野の草木を採取するために納める雑税		＼
山札米	※「山林内ノ」で文が終わっている		＼
檜木並ニ役檜木	年貢米・貸付米の代わりに檜木製造の労力を提供して納付したり、定納小物成として山稼に対する役檜木を上納してきたものなので、土地の所有を認める正租ではないのはもちろん、官山中において行ってきたものであることは明白	長野県下伊那郡和田村外4か村	＼
野銭	地上の株を採取するために納付する雑税	栃木県芳賀郡益子町	＼
庄屋カ官山代又ハ下草代ヲ受領シ或ハ官山ノ立木ヲ抵当トシテ金員ヲ借入シタル事アリシ事実	事実は認められるが、出願地が八幡神社境内であった当時、同社の管理者において竹木下草等の売却代金を受領したり、社殿の修築等に関して多額の出費を要するにあたり境内の立木を抵当として一時金員を借り入れたりは管理上の行為と認められる	伊勢・多気郡五ヶ谷村	＼
山役金	村民が山稼をするために納付した雑税	山梨県道志村	＼
山永(除地)	若宮神社領土地以後、その使用を許可されて近傍類地の比率をもって相当の使用料を徴収してきたにすぎない	相模・三浦郡初声村	＼
境内御免許地ニテ無御座候	氏神社に社領がないこと、および境内地が検地縄受を免除されたものでないことを記載したものであり、該境内が年貢地であるという意味ではない	三重県度会郡中川村	＼
薪山	官山であり、七木以外を人民に自由に入会採取させたことを通例とし、その地上の草木採取のために納めた雑税なので、土地の所有を認めるものではない	山梨県南都留郡西桂村	＼
松代、薪代、萱代、干草代、樺代、炭木代、青草代	かつて秋元但馬守所領の際、最寄りの山野に入会するにあたって実物上納させてきたが、後に幕領となってこの代永を取るものとなったもの		＼
野銭	地上の株等を入会採取するために納めた雑税	千葉県夷隅郡東海村	＼



明治六、七年ノ山税	元神明社除地に対し、山税米1升7合を納付してきたことはわかるが、この山税は土地以後にその使用を許可し、近傍類地の比準で相当の使用料を徴収し、その収納の5分を社寺稼制制定まで土地神社に下げ渡したものである	美濃・武儀郡洞戸村	＼
検地目録高内ニ「四斗納米御小屋免」	この小屋免というものは、諏訪神社の摂社である御射山社祭典の際、旧藩主や諏訪神社大祝以下の神職が登山して宿泊する小屋を毎年旧神之原村が負担造営してきたことに対し、租税中から毎年4斗ずつ免除したもので、これをもって出願地に対する租税であるということではない	長野県諏訪郡玉川村	＼
定納山	旧尾州藩記録・愛知県文書等より、御留山=不入山、平林、砂止林と同じく官山である。人民はこの官山の配布を受けて開拓したり樹木を栽培したりして薪・材を採取し、毎年一定の山年貢を納付してきたにすぎず、民有の性質を有していない	愛知県愛知郡鳴海町	＼
旧領主ノ寄進状	時の領主が支配権の幾分を割いて寄進したもので、土地の所有上には何らの効果も持たない	三重県多気郡丹生村	＼
一旦土地セシメラレタル土地ノ内祖先ノ自費開墾ニ係ル田地ヲ悉ク民有ニ下戻タル	明治7年11月内務省第72号達（社寺土地処分規則）に基づいたもの		＼
定納山	人民が官山の配布を受けて開拓したり、樹木を栽培したりして薪材を採取し、毎年一定の山年貢を納付したものであり、民有地の証拠ではない。また、開墾未済のまま地租改正に至ったものは、その所有を認められない。人民が植栽・養護していた立木がある場合は、その立木のみ所有権が認められるが、出願地は目下桑園として貸渡中なので、当時の立木は存在しない	愛知県知多郡布里村	＼
神免	旧領主の黒印により村総高の中から付与し、祭典や維持費に充てたものにすぎない	信濃・諏訪郡長地村	＼
神社境内ノ立木ヲ売却シテ村方山地争論入費ニ使用シタル行為	除地内の立木売却代金は神社の造営や維持費に充てる以外は人民が勝手に分配してはいけない。しかし、熊野社は出願者陳述のように、旧名主が支配してきたものと認められるゆえに、信徒一同協議して領地内の立木を伐採・売却し、その代金を一時山論入費に充てても、もとより違法行為であることは免れないので、土地所有の証拠とは認められない	同上	＼
社地内ノ立木ヲ売却シ其売却代金ヲ以テ神社ノ祭典費等ニ充用セン	全く管理行為にすぎない		＼
百姓地付山	御林とは官用材備林のことである。したがって御林がないからといって、全てが民有山林である証拠にはならず、またそのほかの事項についても、ただ百姓地付山との呼称があるもののほかには全く土地の所有を認めるものはない	福島県岩瀬郡鏡石村	＼
鉄砲役	銃旗税であり、山野税ではない	愛知県北設楽郡武節村	＼
白木運上	山地に対する年貢ではなく白木稼=製作用材の販売に対する運上である	飛騨・益田郡竹原村	
切畠	官有山野中において許可を得て、粟・稗の類を仕付け、1年か2年でその場所を移動するものであり、土地の所有を許したものではない	信濃・西筑摩郡駒ヶ根村	＼
柴山年貢	甲斐国旧郡内領におけるもので、概ね民有畑付近の土地に対するもので、いずれも個人の私有に属する。まれに寛文度水帳のように各自所有の反別を記載せず、検地総寄=合山を柴山入込としてこれに対して柴山米を納付させたものがあるが、その内容は各自に区分して所有させたもので、種々の紛議を避けるために後に官許を得て各自に分割したものであり、いずれも改租の当時民有に帰したものである		＼

表7 「要例」③-(d)=明治34年3月8日付岐阜県益田郡朝日村村長中丸清彦による御料林下付願概要

証拠書類番号	証拠	処分意見
第一号証ノ一	寛政12年の「山方二十五ヶ村相続方」・「元杣頭其他山稼二開スル申送書」	これをもって出願地が民有である証拠とは認められない。そもそも飛騨は山国にして耕地が乏しく人民の生計が困難であるために、官府において特別の保護を加え山稼に従事させてきた。しかし、明和年度に定式元伐を停止し、臨時の名義で稼業させることになった。寛政4年以降、その臨時稼も休止し、人民は生計の途を失い、維持困難である旨をもって元伐稼の嘆願を行い、ついに山方25か村に限り臨時元伐稼に従事させることとなった。本証は、上記の顛末、および山方負債償却に関する方法等、当時の代官である飯塚某が記した申送書・山方25か村よりの嘆願書であるにすぎない
第一号証ノ二	安政2年の「山方二十五ヶ村嘆願書」	
第二号証	「飛州山方二十五ヶ村永統御手当之御貸附金高御届書」	当時当局者において、山方25か村維持のため貸付金を行い、その利息の一部を貧民救助にあてるなど大いに保護の方法を尽くした事実を証明するにすぎない
第三号証(一～五)	弘化元年御林山内取調箇所附帳のうち、出願村小瀬ヶ洞外4ヶ大字の分	当時の官有地=留山として指定された山林の箇所を示すことは事実であり、出願地が当時官有であったことがわかる
第四号証(一、二)	嘉永元年・同2年の胡桃島村山内において阿多野郷秋神組百姓家別榎取立願書	自家用に御用材を切り出す許可を得たにすぎないので、民有地の証拠とはいえない
第五号証(一、二)	小瀬ヶ洞村普請用木の伐採を許可した覚書、西洞村・宮之前より差し出した元木取立願書	御用材から自村の工事用材を許可を得て切り出したにすぎず、官山であることは明らかで、民有の証拠とはいえない
第六号証(一、二)	小瀬ヶ洞村・胡桃島村へ榎丸太の取立を命令した覚書	江戸表における急な御用により、地元村に臨時で切り出しに従事させたにすぎないので、民有を示す証拠とはいえない
第七号証(一～四)	寛政年度、阿多野郷町妻村外11か村より元伐稼につき差し出した御請証文	出願の年に限って稼方出願が認められたものであり、所有の事実は認められない。同一山内で民有に編入された箇所は、地租改正当時の行政上の便宜的な処分によるもので、民有を認めて下げ渡したのではない
第八号証	寛政12年飛州村々諸白木稼運上値段付帳	当時の運上制度を示したにすぎない
第九号証(一～三)	延享元年阿多野郷30か村百姓中より榎木稼につき差し出した願書、寛政11年元伐25か村内訳帳、寛政12年山方25か村より短榎木取立につき差し出した願書	村々の稼方を示すにすぎない
第十号証	文政5年御元伐方引請人より差し入れた引請証文	元伐稼方の請負をした事実を証明するにすぎない
第十一号証	享保12年白木方兼帯役より差し出した「飛州地方尋答書」	白木稼に関する問答書にすぎない
第十二号証(一、二)	寛保3年・延享2年阿多野郷37か村より榎木稼につき差し上げた願書	村方の稼方や販売方法を記すにすぎない
第十三号証	延享3年飛州村々植苗木留	これは官により恩恵的に行われた官行植樹であり、義務に対する報酬にすぎないので民有を示す証拠ではない
第十四号証	高山役所の申渡書	当局者が植木を奨励した事実は証明するものである
第十五号証	安政2年山見重役より植木に関して差し出した願書	山見重役が人民の難渋を察して自費で苗木買入・手間代貸下の出願をしたことは明らかであり、これを自費植樹と見ることはできない
第十六号証	「益田郡御林箇所附寄帳」	当時植付場の箇所が他の御林山以外に漸次増加した事実を証明するにすぎない
第十七号証	明治9年筑摩県より岐阜県へ引継の際の演説書	飛騨に本来民有山がないことは明らかであり、人民は其中で慣行的に株等を採取してきたにすぎない
第十八号証(一、二)	明治9年・10年岐阜県権令小崎利準より飛騨国公有地官民有区分方につき、内務省へ差し出した伺書、地租改正事務局の指令	出願地は4か字以外は全て留山=官有地であることは明らか
第十九号証(一、二)	明治2年「御林箇所附取調帳」、明治10年飛騨国町村の「公有地箇所反別取調書」	古来民有であるべき植木場・榎山が改組の際初めて官林となった事実等は認められない
第二十号証(一～五)	天保15年(弘化元年)の出願地方の旧絵図	当時の留山の箇所・そのほか植木場榎山の状況を示すのみ
第二十一号証(一～五)	出願地方現在の地図	出願地方の現在の地図を示すのみ
参第一号証	嘉永3年「益田郡日和田村稼小白木取立方仕様帳」	自村普請のため取り立てた場合には運上を要せず、ただ許可を受けるだけでよいということは、飛州の一般的な制度であったということを証明するのみ
参第二号証	中洞村へ地内往還字まき刳板橋の普請用材取立願を許可した覚書	榎稼方・他国出の事実を立証するために援用したにすぎない
参第四号証	天保2年中洞村百姓より他国出榎木稼につき差し出した願書	ただ入会山地の区域を取り決めたにすぎないので、出願地に対して処分権を持っていたことを認められない
参第五号証・同第六号証	寛延4年「山論裁許状留書」、付属図面	